諮問庁:国税庁長官

諮問日:平成28年7月11日(平成28年(行情)諮問第458号) 答申日:平成29年5月19日(平成29年度(行情)答申第59号)

事件名:大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号

に該当する文書(特定会社分)の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部(計152頁)(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月26日付け大局調査一 第100号により大阪国税局長(以下「処分庁」という。)が行った本件 対象文書の一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、原処分 の行政文書開示決定通知書別紙(「不開示とした部分とその理由」)の「不 開示理由」欄に「1」(法5条1号及び6号柱書きに該当するもの)と記 載された不開示部分及び3頁ないし5頁の金額記載欄の部分を除く不開示 部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである (なお、意見書の内容は省略する。)。

既に他の案件から法人名は明確であり、法人情報に該当するとしても当該法人の利益を害するかどうかで不開示情報を判断すべきところ、法人自身のプレスリリースや報道された事実からは課税処分を受けた法人の課税処分全部又は大部が取り消された事案に係る情報であり、おそれは存在しない。

上場企業の法人申告は有価証券報告書に記載された決算書類を基礎に会計上の収入と税法上の益金、会計上の費用と税法上の損金との乖離を申告書別表で加算・減算するという方法により、申告書が作成される。

本件対象文書で課税処分を受けた会社は上場会社であり、決算書類及び

その明細は公開されるのが原則である。よって、6頁から10頁は不開示とすべきではない。

事実関係の多くは該当法人のプレスリリースにより、衆人の知るところとなっている。事実関係の大枠は修繕関係に係る他企業への費用平準化と会計原則・税法の債務確定主義との関係、特定管理保全委託会社のサービス提供と受託会社管理の消耗品の棚卸資産・貯蔵品該当性、課税処分の理由附記など基本的・一般的な争点であり、汎用性の高い事例である。このような単純で応用性の高い事例について原処分の考え方とその判断が誤りである理由が公開されないと、同じ課税類型別の課税庁が同じような恣意的課税処分をしかねない事例である。

本件対象文書の基となる課税処分は訴訟にまで至らなかったため、課税 庁の細部の誤りが検証できない。

課税庁自ら事実・会計原則・税法判断の誤りを正してこそ公正な税務行 政が行われる。

14ないし152頁には一般的な文書名の記載をすることなく、全部不開示としている。この中にはおそれが生じることのあり得ない情報、課税原処分庁の判断誤りなどが含まれていると思われる。課税原処分庁の判断誤りなどを法により不開示にすることが出来れば、法の支配が形骸化されることは自明である。本来、諮問庁は大いに議論を戦わす材料(情報)を進んで公開すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年2月26日付け大局調査一第100号により、本件対象文書には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損

なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に 重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開 示の理由として一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の行政文書開示決定通知書別紙 (「不開示とした部分とその理由」)の「不開示理由」欄に「1」(法5条 1号及び6号柱書きに該当するもの)と記載された部分及び3頁ないし5 頁の金額記載欄の部分を除く不開示部分の開示を求めるとしていることから、以下、原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別表に掲げる部分には不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 法5条2号イ該当性

法 5 条 2 号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、 当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある 情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定法人の申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

原処分において不開示とした部分(別表に掲げる部分を除く。以下, 第3の2において同じ。)には,特定法人の個別具体的な事業活動や取 引内容,財務情報,経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に 記載されており,これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公に することのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

また、本件開示請求以前に、特定法人がプレスリリースにおいて、更正処分を受けたこと及び大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、 裁決を受けたことを公表しているものの、当該情報は課税の概要を公表 したにすぎず、具体的な事業活動や取引内容等まで明らかにしたもので はない。

したがって、原処分において不開示とした部分を開示することにより、 特定法人の秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係 において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な 利益を害するおそれがあると認められることから、原処分において不開 示とした部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条6号柱書き該当性

法 5 条 6 号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。 原処分において不開示とした部分は、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

これらの情報を公にすることとした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、 税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については、開示することが妥当であるが、その余の部分は、法5条2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年7月11日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月26日 審議

④ 同年8月8日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成29年4月27日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用の上、原処分においては、このうち計152頁の文書(本件対象文書)について、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、原処分の行政文書開示決定通知書別紙(「不開示とした部分とその理由」)の「不開示理由」欄に「1」(法5条1号及び6号柱書きに該当するもの)と記載された不開示部分以外及び本件対象文書の3頁ないし5頁の金額記載欄の不開示部分以外の不開示部分の開示を求めている。これに対し、諮問庁は、別表に掲げる部分は開示すべきとし、その余の部分は、法5条2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分(以下「本件不開示維持部分」という。)をなお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持 部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査 請求に関する文書であり、本件不開示維持部分のうち、①本件対象文書 の1頁目は、国税当局の調査に関する特定法人と国税当局との間のやり とりの記録、②2頁目ないし11頁目は、特定法人の取引内容及び当該 取引に関する課税所得の計算過程等、③12頁目ないし152頁目は、 特定法人の他の取引に関する資料であり、それぞれ国税当局の調査資料 と認められる。
- (2) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、これらの情報は、特定 法人のプレスリリースや新聞報道等の開示情報において公表されていないものと認められた。
- (3) そこで検討すると、本件不開示維持部分に記載された情報は、特定法人のウェブサイトで公表している情報や国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報等と照合しても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、特定法人等の取引内容等に係る個別具体的な情報、かつ、特定法人等において事業上秘匿すべき情報であって、これを公にした場合、具体的な取引や内部管理状況等の一端が明らかとなるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示維持部分は、法5条2号イに該当し、同条6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断 を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「-」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載するなどの方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 2 号イに該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて

判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。 (第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別表(諮問庁が開示することが妥当とする部分)

番号	頁目	開示することが妥当とする部分
1	1 頁目	8 行目の 1 8 文字目から 2 5 文字目及び 3 2 文字目から 3 9 文字目まで
2	1 頁目	9行目の1文字目,25文字目から29文字目まで,31 文字目及び32文字目
3	1 頁目	10行目の19文字目から26文字目まで
4	1 頁目	12行目の8文字目から15文字目まで及び32文字目から37文字目まで
5	1 頁目	14行目の9文字目から15文字目まで、17文字目及び18文字目
6	1 頁目	15行目の6文字目から8文字目,11文字目から15 文字目まで,30文字目及び31文字目

⁽注)表中の文字数については、句読点及び括弧も1文字と数える。